（損害保険契約に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十九条の二第二項第十四号及び第十九条の八第四号の規定の適用については、当分の間、第十九条の二第二項第十四号中「損害保険契約書の写し」とあるのは、「損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類」と、第十九条の八第四号中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）又は共済事業（狩猟に関する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業をいう。以下この号において同じ。）」と、「被保険者」とあるのは「被保険者又は被共済者」と、「申請者が」とあるのは「損害保険契約にあっては申請者が」と、「に係る損害保険契約」とあるのは「に係る損害保険契約又は共済事業」と、「保険金額」とあるのは「保険金額又は給付額」と、「複数の損害保険契約」とあるのは「複数の損害保険契約又は共済事業」と、「各損害保険契約」とあるのは「各損害保険契約又は共済事業」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の様式により使用されている書類等は、新規則の様式によるものとみなす。

（環境省特区省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第三項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギは、改正後の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第七項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギとみなす。

（検討）

第五条　環境大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に新規則第十三条の六から第十三条の八まで及び第十九条の二から第十九条の十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（環境省特区省令等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

一　環境省特区省令第二条の見出し

二　環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年環境省令第二号）本則

三　環境省鳥獣被害防止規則第一条（見出しを含む。）及び第二条の見出し

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　板東久美子

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十七年二月六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
自動車業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第十三号）	自動車の製造、販売業等	一般社団法人自動車公正取引協議会会長　池史彦
自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十六号）	自動車の製造、販売業等	一般社団法人自動車公正取引協議会会長　池史彦
二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第十七号）	二輪自動車の製造、販売、輸入販売及び仲介業	一般社団法人自動車公正取引協議会会長　池史彦

別記

一　自動車業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第1項の規定に基づき、日本国内における自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、日本国内における自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（規約の運用機関） **第17条**　この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。	（自動車公正取引協議会の設置） **第17条**　この規約の目的を達成するため、社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。